日本全国で空き家が増加している。地方で人口が減少しているだけでなく、都市部でも親が死亡後の家に子どもが住まなくなっている傾向にある。

総務省によると、2013 年の空き家数は 820 万戸。賃貸・売却用や別荘を除く、いわゆる「放置空き家」は 318 万戸で、5 年前より 50 万戸（18.7%）増えた。

建物の倒壊や火災などの危険もあり、全国の 355 自治体が独自に条例を制定して対応にあたっているが、11 月 19 日の国会で家屋の所有者を把握しやすくする「空き家対策特別措置法」（空き家法）が成立した。

一方、空き家増加の背景にあるのが、固定資産税（地方税）の優遇措置だ。現行の制度では、敷地が 200 平米以下の場合は、住宅を建てると固定資産税は原則 1/6 に減額され、空き家になっても税率は変らないのだ。家屋を解体して更地にすると、同税率が元の標準税率に戻るため、所有者は解体に消極的なのが実情である。

同法では、所有者特定のため、同税の納税者情報の利用を認めた。また、危険な状況の家屋には市町村の立ち入り調査も可能となった。最悪の場合には代執行も認められるという。

今後は、空き家の増加を抑えるために、放置空き家への税優遇の取り消しや、解体後の優遇継続などの検討が課題となる。（参考：2014/11/30 総務省 HP から）